

島根県取材費用支援助成金の概要

県外メディアの皆さまが島根県へ取材のためにお越しいただく際の取材経費(旅費)の一部を支援しています。



支援について

1. 条件等

- ①申請者が媒体運営企業又は制作会社であること。
- ②島根県内の2か所以上の市町村を現地取材し、記事等にすること。
- ③原則として令和7年3月15日までに掲載・放送等の実績が確認できるもの。
- ④1媒体ごとに年度内1回限り、20万円(税抜)を上限に取材にかかった費用の実額をお支払いします。
※消費税及び地方消費税は助成対象外です

2. 対象となる経費

- ①交通費(往復の航空券・新幹線代など)
※公共交通を利用した場合の県内移動費やレンタカー代も対象です。
- ②宿泊費(ただし、1泊あたり9,800円(税抜)／人を上限とします。)
- ③取材に係る経費(記事等の制作に必要なと認められた場合のみ支給します。)
・施設入場料 ・ガイド料 ・食糧費



手続きの流れ

1. 申請書の提出

指定する様式と以下に掲げる項目を示した企画書を添えて、ご提出ください。

- ①取材スケジュール・取材先
- ②掲載を予定している媒体及びその媒体の概要
- ③媒体の発行日
- ④発行部数、視聴率等
- ⑤掲載規模
- ⑥広告換算費(記事の掲載等を広告として購入した場合の費用)
広告換算効果を明確に証明できる資料(広告掲載料金が分かる資料等)
- ⑦その他、参考になる事項

ご希望の場合は別途ご相談ください。

- <対応できる内容>
- 写真・動画の提供
 - 撮影許可申請の方法

- <注意事項>
- ※取材のアポ取りは各自でお願いします。

2. 支援決定

3. 取材実施

- チケットの手配・お支払いは各社でご対応ください。
- 必ず領収書を徴取してください。
- ※但し書き又は明細書に、「経費の内容」「人数」「単価」を明記ください。

4. 実績報告

- 掲載・放送後、14日以内に指定する様式での実績報告と成果品をご提出ください。
- 領収書(コピー可)を添付してください。

5. お支払い

しまねでみんなを
待ってるにゃ♪



支援の詳細と各種様式は、HPもしくは右のQRよりご参照ください。

≪問い合わせ窓口≫

公益社団法人島根県観光連盟 TEL.: 0852-21-3969(総務企画課)

島根県観光連盟 取材費助成

検索

